



平成 29 年 3 月 31 日

〔照会先〕

埼玉労働局職業安定部

職業安定課長 進藤 容子

課長補佐 小室 幸士

電話番号 048 (600) 6208

**埼玉県と埼玉労働局が「雇用対策協定」及び
「雇用施策等を一体的に実施するための協定」を締結しました**

第 6 次地方分権一括法の施行に伴う雇用対策法の改正により、国と地方公共団体による「雇用対策協定」(※) が新たに法定化されました。

これを受け、埼玉県（上田清司知事）と埼玉労働局（田畑一雄局長）は、雇用対策の推進に当たり連携を一層強化することを目的として、「埼玉県雇用対策協定」及び「埼玉県と埼玉労働局が雇用施策等を一体的に実施するための協定」を平成 29 年 3 月 28 日に締結いたしました。

(※) 雇用対策協定

国と地方公共団体が一体となって総合的に雇用対策に取り組むために、労働局長と地方公共団体の長が締結する協定。協定の締結により、地域の課題に対する認識の共有が図られるとともに、国と地方公共団体がそれぞれ責任を持って取り組む事項や連携して取り組む事項が明確化される。





協定の概要

(1) 「埼玉県雇用対策協定」の概要

- 求職者の就職促進、県内企業の人材確保等への取組みを県と労働局が一体的に推進。
- 運営協議会において、次年度における具体的な取組内容などを定めた事業計画を毎年度作成する。

(2) 「埼玉県と埼玉労働局が雇用施策等を一体的に実施するための協定」の概要

- ハローワーク浦和・就業支援サテライト（さいたま市南区沼影1-10-1ラムザタワー3F）において、以下の事業を連携して実施。
 - ・ 若者、女性及び中高年の就職支援
 - ・ 生活・住宅総合相談窓口の設置等による求職者に対する支援
 - ・ 企業の人材確保支援
- 運営協議会において、次年度における具体的な取組内容などを定めた事業計画を毎年度作成する。

埼玉県雇用対策協定の概要

埼玉県内における雇用面の課題について、**県と労働局・ハローワーク**が、**それぞれの強みを発揮し、一体となった対策を実施**するため、埼玉県知事と埼玉労働局長が協定を締結し、地域の課題に対する認識を共有するとともに、**役割分担と連携方法を明確化する**。

県と労働局が埼玉県の課題について認識を共有

- I 就業支援と誰もが働きやすい環境の整備
- II シニアの活躍推進
- III 女性の活躍推進
- IV 障害者の就業支援
- V 産業人材の確保・育成

県と労働局が一体となった雇用対策を実施



- 県と労働局による運営協議会を設置し、毎年度、事業計画を策定。
- 事業計画において数値目標を設定し、進捗状況を管理。
- 県と労働局の連携施策のうち、求職者、事業者への直接的な支援については、主にハローワーク浦和・就業支援サテライトにおいて実施。

ハローワーク浦和・就業支援サテライトの一体的実施施設への移行について

- 平成22年12月、地方自治体への権限委譲について、**国と地方の事業の一体的な実施を3年程度行って検討**を行うこととする「アクションプラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定。
- これを受け、厚生労働大臣と埼玉県知事の間で特区協定を締結し、**県と労働局が連携して事業を実施するハローワーク浦和・就業支援サテライト**を平成24年10月に開設。

ハローワーク浦和・就業支援サテライトにおいて行ってきた連携支援が高い効果をあげたこと等を踏まえ、地方自治体と国の連携をさらに強化するための法改正(雇用対策法及び職業安定法の改正)が行われた。

雇用対策法の改正

国と地方公共団体との連携を強化するため、「雇用対策協定」と「一体的実施事業」を法定化

職業安定法の改正

地方公共団体が行う無料職業紹介について、国の規制と指導監督を廃止し、「地方版ハローワーク」設置を可能に

ハローワーク浦和・就業支援サテライト

国と県の連携による求職者支援の恒久化

知事と労働局長が**一体的実施協定**を締結し、**試行的な連携施設**であった就業支援サテライトを**安定的に運営**



事業者の人材確保支援の充実

県が就業支援サテライト内に「**地方版ハローワーク**」(企業人材サポートデスク)を設置し、**事業者の人材確保支援を強化**

**これまでの求職者支援に加え、事業者の人材確保支援も充実。
県民の雇用の安定、県経済の発展にますます寄与する施設へ。**